

# 学校法人北陸大学役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北陸大学（以下「法人」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務先として報酬等の支給を受ける理事及び監事をいう。
- (3) 専任理事又は専任監事とは、常勤役員で理事又は監事の職務に専任する者をいう。
- (4) 職員理事とは、常勤役員で法人の教職員として給与の支給を受ける理事をいう。教職員が職員理事となったときは、教職員としての身分は継続し、役員在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (5) 非常勤理事及び非常勤監事とは、前3号に該当しない理事及び監事をいう。
- (6) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人北陸大学給与規程（以下「給与規程」という。）及び学校法人北陸大学退職手当支給規程に基づくものは含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費、交通費のほか、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次の報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 専任理事及び専任監事の報酬月額、別表1に定める額とし、各役員の報酬月額は、俸給表のうちから、理事会において決定する。

- 2 職員理事の報酬月額は、別表2のとおりとする。
- 3 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬月額は、別表3に定める額とし、俸給表のうちから、理事会において決定する。
- 4 理事選任会議又は評議員選任委員会に出席した非常勤理事の報酬は、別表4のとおりとする。

(賞与)

第5条 常勤役員に対する賞与の支給は、職員の例を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬の支給日、支給方法等については、給与規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

- 2 役員月の途中における就任又は退任等の場合の報酬月額は、当該月の暦日数で除し、在任日数を掛けて算出する。これにより10円未満の端数が生じた場合には、10円に切り上げる。
- 3 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、9月及び翌年3月の25日にそれぞれ6月分を支給する。なお、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。
- 4 非常勤理事及び非常勤監事の報酬は、本人又は遺族に現金をもって直接支給する。ただし、本人又は遺族の承諾があるときは、各人の銀行口座への振込をもって、これに代えることができる。

(退任慰労金)

第7条 常勤役員の退任慰労金については、別に定める。

(費用)

第8条 役員が職務執行のため出張した場合の旅費等について必要な事項は、別に定める。

- 2 役員が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 公用車を与えられない常勤役員の通勤に要する交通費は、給与規程第21条を準用する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議により決定する。

附 則（平成9年5月1日制定 第132回理事会）

この規程は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月30日改正 第219回理事会）

この規程は、平成20年9月30日から施行する。

附則（平成25年5月28日改正 第245回理事会）

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月23日から適用する。

附則（改正 2020(令和2)年3月17日第280回理事会 2020年3月24日理事長決定）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則（改正 2025(令和7)年3月25日第312回理事会 2025年3月31日理事長決定）

1. この規程は、2025年4月1日から施行する。
2. 別表1及び別表3において、2025年6月に行われる定時評議員会後より適用する。

別表1（第4条関係） 専任理事及び専任監事の報酬月額

号俸	理事長	副理事長	専務理事	常務理事	常勤理事	常勤監事
1	1,200,000円	1,000,000円	900,000円	800,000円	700,000円	400,000円
2	1,250,000円	1,050,000円	950,000円	850,000円	750,000円	450,000円
3	1,300,000円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円	800,000円	500,000円
4	1,350,000円	1,150,000円	1,050,000円	950,000円	850,000円	550,000円
5	1,400,000円	1,200,000円	1,100,000円	1,000,000円	900,000円	600,000円

別表2（第4条関係） 職員理事の報酬月額

兼務理事長	600,000円
兼務副理事長	400,000円
兼務専務理事	300,000円
兼務常務理事	200,000円
兼務常勤理事	100,000円

※職員が理事を兼務する場合、別表2の報酬月額を加算するものとする。

別表3（第4条関係） 非常勤理事及び非常勤監事の報酬月額

号俸	非常勤理事	非常勤監事
1	40,000円	40,000円
2	45,000円	45,000円
3	50,000円	50,000円
4	55,000円	55,000円
5	60,000円	60,000円

別表4（第4条関係） 理事選任会議又は評議員選任委員会に出席した非常勤理事の報酬

非常勤理事	理事選任会議出席（1日につき）	5,000円
	評議員選任委員会出席（1日につき）	5,000円